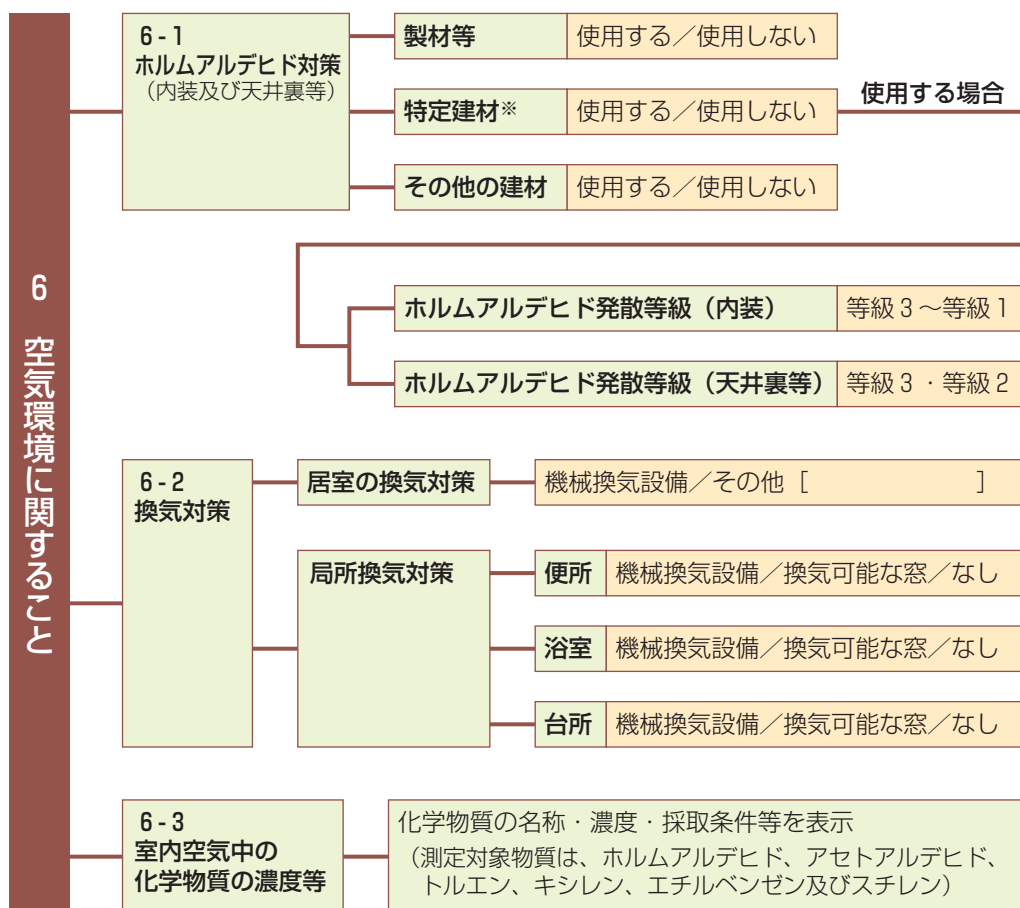


ポイント

住宅性能表示を希望した場合の表示内容

「住宅の品質確保の促進等に係る法律」の中に「住宅性能表示制度」があります。建て主などが希望すれば、9分野28事項の性能について専門機関が評価して「住宅性能評価書」をもらえる制度です。シックハウス関連では、分野6「空気環境に関すること」の中で以下の3項目を指示できるようになっています。

〈基準の構成〉



※特定建材

住宅の一部となった後もホルムアルデヒドを発散する可能性のある木質建材、壁紙、接着剤等のことであり、建築基準法の内装制限の対象となっているものと同じ。